

国の政治の仕組み①

国会の会期と働き

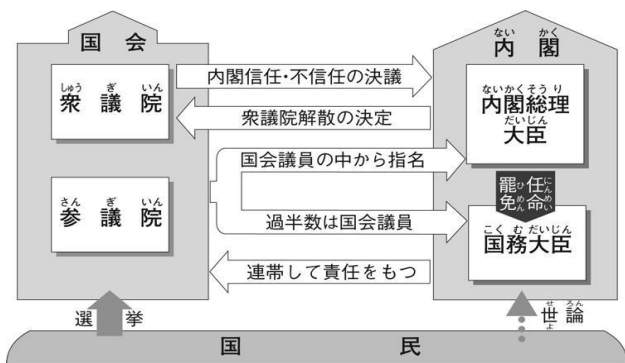
常会	毎年1回、1月に召集	150日間
	次年度の予算（国の収支）の審議	
臨時会	内閣が必要と認めたとき、 どちらかの議院の総議員の4分の1以上の要求	
特別会	衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集 内閣が総辞職し、次の内閣総理大臣の指名が行われる	
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要があるとき 内閣の求めで開かれる	

国会の地位・公務員

公務員の地位	憲法第15条
(行政担当の職員)	全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
国会の地位	憲法第41条
	国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

日本の議院内閣制のしくみ

議院内閣制 内閣が国会に対して連帯して責任を負うしくみ



- 二院制
国会が衆議院と参議院の二つの院からなるしくみ
- 両院協議会
衆議院と参議院の議決が一致しない場合、両院から選ばれた議員でつくる会

- 衆議院の優越
- ① 予算の先議・議決権
 - 衆議院と参議院の議決が一致しない場合、衆議院に認められる強い権限
 - ② 条約の承認
 - ③ 法律の議決
 - ④ 内閣総理大臣の指名

国政調査権 衆議院と参議院が持つ、証人を呼んで質問したり、政治の実際を調査できる権限

弾劾裁判所 裁判官をやめさせるかどうかを判断する、国会内に設置される裁判所

閣議 内閣総理大臣と国务大臣の会議

内閣不信任決議が可決された場合

内閣は10日以内に

- ① 衆議院を解散する
 - ② 内閣を総辞職する
- のどちらかをしなければいけない

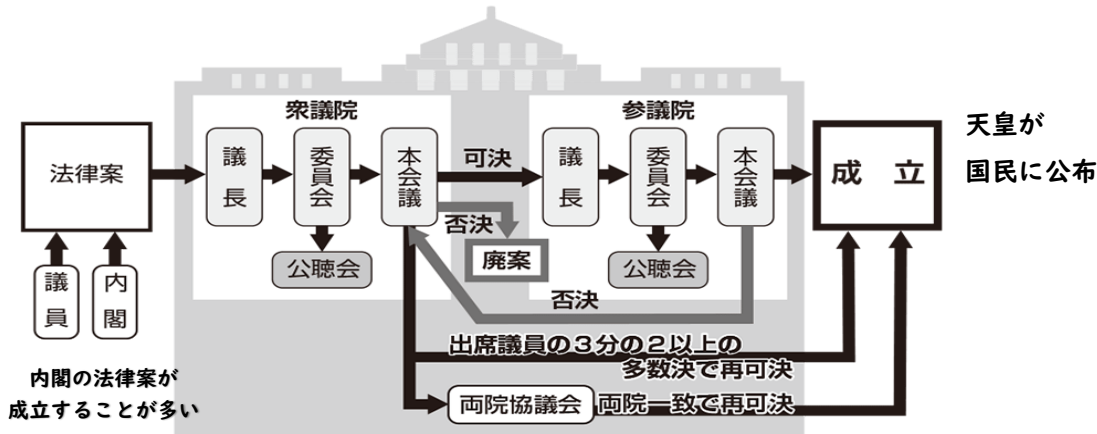
国会議員への保障
不逮捕特権
国会内の免責特権

アメリカは
大統領制
二院制の長所
多くの意見を反映
慎重な審議

内閣不信任の決議

国の政治の仕組み①

法律ができるまでの流れ



衆参両院の比較

衆議院		参議院
475人	議員定数	242人
4年(解散あり)	任期と解散	6年(解散なし)
総入れ替え	入れ替わり	3年ごとに半数ずつ
18歳以上	選挙権	18歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
小選挙区制: 295人 (全国295区) 比例代表制: 180人 (全国11ブロック)	選挙方式	選挙区制: 146人 (全国45区) 比例代表制: 96人 (全国1ブロック)

衆議院は参議院より任期が短く解散があるので国民とより結びつきが強いと考えられる。

優越が認められる

行政改革

行政改革 増えすぎた行政の仕事を効率化すること

規制緩和 行政改革の1つ 許認可権を見直し経済活動を促すこと

大きな政府 政治の役割を様々な仕事に広げようとする考え

政府のサービスが充実

税金などが高い

※行政の仕事が増え、非効率的になってしまった

天下りが増えた

小さな政府 政治の役割を最小限にとどめようという考え

天下り
在職中の仕事の
関連先の企業に
再就職すること